○厚生労働省令第百九十一号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、国民年金基金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金基金規則の一部を改正する省令

国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十八条　令第十八条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、保険の契約にあっては第一号及び第二号に掲げる事項とし、共済の契約にあっては第一号及び第三号に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）が基金の毎事業年度の末日における当該契約に係る農業協同組合法第十一条の三十二又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百五条第一項で準用する同法第十五条の十七に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額の計算の明細を示した書類を、当該事業年度終了後五月以内に、基金に届け出るものであること。	**第二十八条**　令第十八条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、保険の契約にあっては第一号及び第二号に掲げる事項とし、共済の契約にあっては第一号及び第三号に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）が基金の毎事業年度の末日における当該契約に係る農業協同組合法第十一条の三十二又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百条の八第一項で準用する同法第十五条の十に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額の計算の明細を示した書類を、当該事業年度終了後五月以内に、基金に届け出るものであること。

附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

○国土交通省令第九十五号

船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第五十四号）第二号の規定に基づき、船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令を次のように定める。

令和二年十一月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　沖合底びき網漁業　北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点に至る直線以北、次に掲げる線から成る線以東、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西の太平洋の海域において総トン数十五トン以上の動力漁船（推進機関を備える漁船をいう。以下この項において同じ。）により底びき網を使用して行う漁業

イ　北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線

ロ　北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点に至る直線

ハ　北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線

二　以西底びき網漁業　北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

イ　前号イからハまでの線

ロ　北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線

ハ　北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線

三　遠洋底びき網漁業　北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

イ　北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線

ロ　北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線

ハ　前号ロ及びハの線

四　大中型まき網漁業　総トン数四十トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数十五トン）以上の動力漁船により（当該動力漁船の附属漁船が従事する場合にあっては、当該動力漁船及び当該附属漁船により）まき網を使用して行う漁業

五　大型捕鯨業　動力漁船によりもりづつを使用してひげ鯨（ミンク鯨を除く。）又はまっこう鯨をとる漁業（第七号に掲げるものを除く。）

六　小型捕鯨業　動力漁船によりもりづつを使用してミンク鯨又は歯鯨（まっこう鯨を除く。）をとる漁業（次号に掲げるものを除く。）

七　母船式捕鯨業　母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となって漁業に従事する独航船又は搭載漁船（母船と一体となって漁ろうに従事する動力漁船であって、当該漁ろう中を除き、通常、母船に搭載されているものをいう。）により行う漁業をいう。第十六号において同じ。）であって、もりづつを使用して鯨をとるもの

八　遠洋かつお・まぐろ漁業　総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

九　近海かつお・まぐろ漁業　総トン数十トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）にあっては、総トン数二十トン）以上百二十トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

十　中型さけ・ます流し網漁業　総トン数三十トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

十一　北太平洋さんま漁業　北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）において総トン数十トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業